

福井市地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井市地域クラブ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、福井市の中学生が参加する地域クラブ活動の運営や活動に要する経費を支援することにより、将来にわたり子どもたちがスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において「認定地域クラブ活動」とは、福井市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第4条の規定に基づき福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）によって認定を受けた地域クラブ活動のことをいう。

（補助対象及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別紙のとおりとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号又は第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員・指導者名簿
- (4) 参加者名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、審査の上交付する補助金の額を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付対象とならないときは、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助申請者に通知するものとする。

（概算払）

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する交付決定額の2分の1の

額を概算払により交付することができる。

- 2 前条の規定による交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の内容等の変更）

第8条 補助事業者は、第6条の規定による補助金交付決定後、補助金の交付対象となる地域クラブ活動（以下「補助対象事業」という。）の内容又は経費の変更（市長が軽微な変更と認めるものを除く。）を必要とする場合は、速やかに必要書類を添えて変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、市長が変更申請を承認するときは、その旨を補助事業変更承認通知書（様式第7号）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了日から15日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等、補助対象経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、審査の上交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定により概算払を受けた補助金の額と前条の規定により確定した額が同一であるときは、この限りでない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、第6条の規定による補助金交付決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の目的に反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 第7条の規定による概算払を受けた補助金の精算は、第10条の規定による補助金の額の確定において行うものとし、既に交付した額が確定した額を超えるときは、補助事業者は、その超過額を市長に返還しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出を証する書類を整備し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 補助事業者は、福井市が実施する部活動の地域展開等に係る調査等に協力しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年7月30日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなお、従前の例による。

別紙（第4条関係）

1 休日活動支援

（1）補助対象団体

中学生の参加者が5人以上所属している認定地域クラブ活動実施団体

ただし、法令等で指定する山間地、漁業集落及びへき地において実施する活動で、市長が認める場合には、5人未満の地域クラブ活動実施団体であっても補助の対象とする。

（2）補助対象経費

（1）補助対象団体による、交付申請をした日の属する年度の4月1日から当該年度の2月末日までの休日の地域クラブ活動の実施に要する経費で、別表に掲げる経費

（3）補助金の額

（2）補助対象経費から参加費等の収入を控除した額（千円未満切捨て）と、（4）補助単価の額のいずれか低いほうの額を補助基準額とし、予算の範囲内において市長が定める。

（4）補助単価（4月から2月の11か月分の場合）

区分	月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(ア) 参加生徒数27人以上で 指導者を3人以上配置	ｽﾎｰﾂ: 616千円 文 化: 633千円	ｽﾎｰﾂ: 504千円 文 化: 521千円	ｽﾎｰﾂ: 391千円 文 化: 408千円	ｽﾎｰﾂ: 279千円 文 化: 296千円
(イ) 参加生徒数13～26人で 指導者を2人配置	ｽﾎｰﾂ: 528千円 文 化: 546千円	ｽﾎｰﾂ: 435千円 文 化: 452千円	ｽﾎｰﾂ: 341千円 文 化: 360千円	ｽﾎｰﾂ: 249千円 文 化: 266千円
(ウ) 参加生徒数5～12人で 指導者を1人配置	ｽﾎｰﾂ: 387千円 文 化: 406千円	ｽﾎｰﾂ: 326千円 文 化: 345千円	ｽﾎｰﾂ: 265千円 文 化: 285千円	ｽﾎｰﾂ: 205千円 文 化: 224千円

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が11月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷11」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数は各月の参加生徒数の年間平均で算出する。（小数点以下は切り上げ）

※ 参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には（イ）の補助単価を、指導者が1人の場合には（ウ）の補助単価を適用する。

※ 指導者が3人以上の場合であっても、参加生徒数が13～26人の場合には（イ）の補助単価を、参加生徒数が5～12人の場合には（ウ）の補助単価を適用する。

※ （1）ただし書の規定により補助対象となる場合には、（ウ）の補助単価を適用する。

※ 指導者数は報酬、謝金をもらっている指導者を算出する。

2 平日活動支援

(1) 概要

平日の地域クラブ活動を円滑に実施するための課題やその対応策についての検証を行うために教育委員会が実施する実証事業として、地域クラブ活動の平日の活動費に対して支援を行うものである。

(2) 補助対象団体

認定地域クラブ活動実施団体

(3) 補助対象経費

(2)補助対象団体による、交付申請をした日の属する年度の4月1日から当該年度の2月末日までの平日の地域クラブ活動の実施に要する経費で、別表に掲げる経費

(4) 補助金の額

(3)補助対象経費の額に対して1団体あたり20万円を限度額として、予算の範囲内において市長が定める。

別表 補助対象経費（別紙1(2)及び2(3)関係）

区分	主な補助対象経費
人件費	給与手当、福利厚生費、賞与 ※源泉徴収が必要
諸謝金	指導者謝金（補助額は1時間あたり1,600円を上限とする）、講演・研修等の講師謝礼 ※源泉徴収が必要
旅費	指導者等の交通費（原則公共交通機関）、会議・研修参加のための出張旅費
借料及び損料	施設利用料、貸切バス代、AEDリース料
消耗品費	活動に必要な共用の消耗品で備品でないもの
会議費	会議お茶代
印刷製本費	クラブ員募集のチラシ、説明資料の印刷費
通信運搬費	事業に必要な郵送料、運送代、通信・電話料に関する経費（団体が契約するもの）
雑役務費	事業の目的を達するために付随して必要になる軽微な請負業務、振込手数料など
保険料	指導者や参加する生徒の保険料
備品費	活動に必要な備品（1年以上継続して使用でき、購入費5万円以内のもの）
委託費	専門性、効率性の観点から外部に委託する経費